

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会役員、評議員、委員等の報酬
及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真庭市社会福祉協議会の役員、評議員、委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の金額)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 役員等が会議に出席しその他公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等の報酬で、年で支給する者は、10月及び3月に支給するものとし、その他の者は、その都度支給する。

2 前項の年額で支給する者が、任期途中で退任した場合は、月割で計算して支給するものとする。また、補欠で就任した場合も同様とする。

3 報酬及び費用弁償については地方公共団体の常勤の職員又は、これに準ずる職員についてはこれを支給しない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

| 区 分 | 報 酬 の 額 | | |
|-------------------|---------|----------|--------------------------------|
| | 単 位 | 基 本 額 | 加 算 額 |
| 会 長 | 年 | 120,000円 | 会議開催地までの距離に応じて、燃料費を支給することができる。 |
| 副 会 長 | 年 | 60,000円 | |
| その他理事 | 年 | 30,000円 | |
| 監 事 | 年 | 30,000円 | |
| 評 議 員 | 日 | 3,000円 | |
| 部会・委員会規程第8条に掲げる委員 | 日 | 3,000円 | |
| その他会長が認めた委員 | 日 | 3,000円 | |

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会役員、評議員、委員等の報酬及び
費用弁償規程内規

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会役員、評議員、委員等の報酬及び費用弁償
規程別表（第2条関係）の加算額について、次のとおり定める。

- 1 片道1キロメートルにつき20円を目途として加算する。

（落合で開催する場合）

| 区 分 | 加 算 額 | |
|---------|-------|------------|
| | 単 位 | 金 額 |
| 蒜 山 地 域 | 日 | 1, 6 0 0 円 |
| 湯原・美甘地域 | 日 | 1, 2 0 0 円 |
| 勝山・北房地域 | 日 | 6 0 0 円 |

（久世で開催する場合）

| 区 分 | 加 算 額 | |
|---------|-------|------------|
| | 単 位 | 金 額 |
| 蒜 山 地 域 | 日 | 1, 4 0 0 円 |
| 湯原・美甘地域 | 日 | 8 0 0 円 |
| 北 房 地 域 | 日 | 8 0 0 円 |

（勝山で開催する場合）

| 区 分 | 加 算 額 | |
|---------|-------|------------|
| | 単 位 | 金 額 |
| 蒜 山 地 域 | 日 | 1, 2 0 0 円 |
| 湯原・美甘地域 | 日 | 6 0 0 円 |
| 落合・北房地域 | 日 | 6 0 0 円 |

- 2 本会を代表して行う公務は、日額2, 000円とする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から適用する。